

令和4年第7回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和4年7月22日（金） 16時30分開会
17時00分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長職務代理者 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 仁田千都子
委 員 山本 淳

4. 会議に出席した職員
教育長 勝本真二
教育次長 山本昭彦
学校教育課理事 田中 真
教育総務課長 森本陽子
生涯学習課長 北野靖之
教育総務課 係長 島 美紀

5. 会議日程

開会

日程第1 会議録の承認について

日程第2 報告

日程第3 議事

議案第29号 長与町家庭学習のためのモバイル Wi-Fi ルーターの貸与事業実施
要綱について

議案第30号 会計年度任用職員（外国語指導助手）の任用について

6. その他

閉会

○山本教育次長

皆さんこんにちは。

定足数に達しておりますので、令和4年第7回定例教育委員会を開催いたします。

初めに勝本教育長にご挨拶をお願いいたします。

○勝本教育長

皆さんこんにちは。

皆さんにおかれましては、お忙しい中をご参加いただきまして、誠にあり

がとうございます。

去る20日に、町内の小・中学校は1学期を終えて、昨日から夏休みに入りました。

おかげさまで、大きな事件事故等もなく、無事終わることが出来たことを大変嬉しく思っております。

夏休みに入ったとなると、今度は逆に色々な気の緩みから、事件事故に巻き込まれたりとかということがないように、有意義な期間にしてほしいと願っているのですが、先週ぐらいから、コロナの感染者が急激に増えてきて、今日も、昨日を更新して、コロナの感染者が、この3日間、どんどん増えているという状態でありますので、対応を油断出来ないなと思っているところでありますが、今後とも、皆様のご協力を得ながら、スムーズに教育行政を進めていきたいと思っておりますので、ご協力方をよろしく願いまして、甚だ簡単でございますが、開会の挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○山本教育次長

それでは次に、6月24日に開催をいたしました教育委員会の会議録につきまして御承認をお願いいたします。

御承認いただけますでしょうか。

ありがとうございました。

第6回定例教育委員会議事録につきましては、承認をされました。

続きまして、次第4報告となります。

(1) 教育行政、6月25日から本日までの報告でございます。

1ページをお願いいたします。

初めに、教育総務課です。

教育総務課では、7月4日に第1回区市町教育委員会スクラムミーティングが県庁で、7日から8日に、全国町村教育長会常任理事会が、東京都で開催され、どちらも教育長が出席をしております。

7月12日に、長与町奨学資金運営委員会が開催され、基金の運用状況並びに今年度の奨学資金の貸付け申請に係る資格審査が行われております。

続きまして学校教育課です。

7月5日は、台風4号接近のため、町内小中学校臨時休業としております。それから7月には、町内中学校の修学旅行がございました。

7月6日に長与中学校、14日に長与第二中学校、どちらも、3年生での修学旅行となります。

新型コロナウイルス感染防止を考え、修学旅行先を県内としております。

7月20日、町内小・中学校、1学期の終業式を行っております。

最後に生涯学習課です。

6月27日に、第7回新図書館整備計画検討委員会を開催しております。

この回より、図書館基本構想から長与町新図書館基本計画の改訂作業へと移っております。

6月30日には、第20回長与町中学校弁論大会が開催され、中学3年生各クラスの代表11名の発表が行われております。

7月17日、長与町子ども会育成会連絡協議会主催の球技大会が、新型コロナウイルス感染予防対策を講じる中、ドッジビー競技が行われました。

ドッジボール競技と似た競技でございまして、ボールをスポンジ性のフライングディスクに替えて行う競技となります。

子どもたちの元気な姿が見られ、子どもたちは、練習の成果を発揮していました。

7月15日、町営プールをオープンいたしました。8月31日まで開園いたします。

7月20日に、第8回新図書館整備計画検討委員会としまして、現在、町が計画する施設と複合形態が似ている熊本県天草市の図書館と保健センターとの複合施設になります「天草市複合施設ここらす」を視察し、研修をいたしました。

翌日21日には、第9回新図書館整備計画検討委員会を開催しております。第7回に引き続き、基本計画の改訂について協議をいたしております。

7月22日、本日でございますけれども、長与町公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会を開催いたしました。

委員の皆様にご依頼状を交付後、委員長の選出、それから令和3年度の実績報告や、令和4年度の事業計画などについて協議を行っております。

以上が教育行政報告でございます。

続いて資料の方はございませんけれども、本日、町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が行われておりますので、教育委員会所管分の報告をさせていただきます。

ここに来て新型コロナウイルス感染症が急拡大しております。

長崎県におきましても、レベルが2-Ⅱ、特別警戒警報が発令されているところでございますけれども、国・長崎県におきましては、行動制限を行わない方針ということでございますので、町におきましても、図書館、公民館、スポーツ施設などの公共施設につきましても、感染防止対策を徹底しながら、通常どおりの利用を続けていくこととしております。

そのほか、新型コロナウイルス関連、新型コロナウイルスに関連した学校の対応については、理事の方から報告をさせていただきます。

○田中理事

先週から小学校の中学年以降で感染が拡大していることに伴いまして、複数の陽性者が確認されました。

長与南小学校の1学級を、12・13日の2日間、長与小学校の2学級をそれぞれ1日ずつ、15日と19日に学級閉鎖をいたしましたのでご報告いたします。

○山本教育次長

次に学校事故報告と委任事項の報告でございますが、学校事故の報告、そして委任事項ともございません。

以上で報告は終わりますけれども、これまででご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

ないようですので次第5の議事に移りたいと思います。

議事の進行を勝本教育長にお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第29号 長与町家庭学習のためのモバイルWi-Fiルーターの貸与事業実施要綱についての提案理由の説明を求めます。

山本次長。

○山本教育次長

議案第29号 長与町家庭学習のためのモバイルWi-Fiルーターの貸与事業実施要項について、提案理由を申し上げます。

資料の方3ページから12ページになります。

こちらについては、インターネット環境のない家庭へのモバイルWi-Fiルーターの無償貸与を実施することに伴い、必要な事項を定めるものでございます。

資料の4ページから実施要綱をつけております。

まず第1条では、本要綱の目的について。

第2条では、この要綱において掲げる用語の定義について、第3条では、ルーターを貸与する対象について、第4条では、ルータの貸与台数について、第5条から第13条では、申請から貸与決定までの手続などの事務手続について規定をしております。

なお、附則につきましては、施行期日を公布の日からとしております。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第29号についての質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員

モバイルWi-Fiルーターの無償貸与ということになっているんですけども、2つ質問があります。

まず、要綱の方の第4条の貸与台数について。

1人につき1台としているのは、1世帯につき1台ではなくて、児童生徒1人について1台としたときに、どうしてそのような対応をしているのかを1点教えてください。

もう1つは、私も娘が小学校にいるので見たんですが、もう既にアンケートとか出されていると思うんですね。

それで、大体何台ぐらいを貸与することになりそうか教えていただければと思います。

お願いします。

○勝本教育長

森本課長。

○森本課長

就学援助の方々に、1月5ギガバイト容量のSIMカードもお貸しする予定です。

それで、御自宅の方でAIドリルなどを使って学習をしたときに、ご兄弟がたくさんいらっしゃった場合に、容量が足りなくなる可能性がありましたので、1人1台にしました。

貸与の台数ですけども、約90台になります。

○勝本教育長

山本委員。

○山本委員

ありがとうございました。

1人につき1台というのは、理由が分かりましたが、使用状況等、それらを見て無償貸与ということですので、いろんなご予算とかもあると思うので、使用状況等のモニタリングが必要と思いました。

もう1つ、台数が大体90台ぐらいとのことで、既に計算とかされていると思うのですが、これ以上に増えるとか、容量もこれだと全然足りないとかいうこともあり得ると思うので、モニタリングの方は、常に必要かと思いません。

よろしくお願いします。

○勝本教育長

はい、他はございませんでしょうか。

ないようでしたら、承認ということではよろしいでしょうか。

では、承認と認めます。

何かありましたら、後でも構いませんので、ご質問いただければと思っております。

続きまして、議案第30号 会計年度任用職員（外国語指導助手）の任用についての提案理由の説明を求めます。

山本次長。

○山本教育次長

議案第30号 会計年度任用職員（外国語指導助手）の任用についての提案理由を申し上げます。

資料の13ページから15ページになります。

外国語指導助手（ALT）の任用につきまして、それぞれ7月29日と7月31日に任期が満了いたしますので、それぞれの任期を延長して再度任用するものでございます。

15ページをお願いいたします。

外国語指導助手につきましては、JETプログラムによるALTでございます。

1人目のロビンソン バージニア ベルナ先生につきましては、任期を令和4年7月30日から令和5年3月29日、それから、残るお2人の 任期を、令和4年8月1日から令和5年3月31日までとしております。

この3名の外国語指導助手ALTの任期が満了することに伴い、任期を延長するものでございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第30号について質疑はございませんか。

ないようですので承認ということよろしいでしょうか。

では、承認と認めます。

これで全ての議案審議が終わりましたので、進行を事務局の方にお戻しします。

よろしくお願います。

○山本教育次長

ありがとうございました。

次に、その他でございますけれども、うちの方からは特段ございませんが、委員さんの方から何かございますでしょうか。

山本委員。

○山本委員

夏になってですね、小学生とか特にプールでの授業とか楽しみにしていると思いますが、コロナ感染症の対策っていうのもあるかもしれないですが、今プールを使った水泳の授業とかどうされているのかということと、実際、町営プールは開けていますけれど、それとの兼ね合いというか、町営プールは開けているけれど、小学校では、水泳の授業はしていませんとか、そういったところの判断の仕方も教えてほしいというのが一つ。

で、これはちょっとした案というか、他のところの事例ですが、例えばそのプールの授業自体を、コロナ対策ができるような、何か他のところに委託する、何かの対策を講じるとか、そういったことをしているところもあると聞いたことがあります、そういうのを検討されたことがあるのかお聞きしたいのですが、よろしくお願いします。

○田中理事

田中理事。

小学校におきましては、現在水泳の授業をしておりません。

理由としましては、本年度校長会で検討いたしました、やはり更衣室がどうしても密閉空間であるということ、そして密になるということ。そして、他の場所が用意出来ない。

これらの要件からですね、実施が困難であるというところで本年度中止としております。

他の場所の委託といいますか、そういった分について検討もしましたけれども金銭的な部分、あるいは、そうした場所であっても、感染のリスクが拭い去れないといったところで実施はしないというところで判断しております。

○山本教育次長

北野課長。

○北野課長

はい、町営プールと小中学校のプールの事業と直接的にはまず関係がありませんので、全く別の営業になるんですけれども、町営プールの感染症対策としましては、1日当たり100人前後の入場制限と、あとトイレ、更衣室につきましては人数を制限して利用していただくということで、監視をさせていただいているのと、あと、入場されるときにはチェックリストでの確認に加え、熱をはかって大丈夫な方だけを入場させるという対策をとっております。

以上です。

○山本教育次長

山本委員。

○山本委員

よく分かりました。ありがとうございました。

夏というか、大雨が多くてですね、遊んでいる時に川の増水とか、水の事故とか、そういったものも今後も増えてくるかと思うので、どこかで何らかの対策を各家庭でもしていかないといけないと思っています。

ありがとうございました。

○山本教育次長

他にございますか。

よろしいですか。

ないようであれば、これをもちまして、令和4年第7回定例教育委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。